

# 令和6年2月議会 議案説明資料

## ○予算議案

ページ

- 1 令和6年2月議会 補正予算案港湾空港局集計表 ..... 1
- 2 議案第1号  
令和5年度福岡市一般会計補正予算案(第5号) ..... 3
- 3 議案第5号  
令和5年度福岡市港湾整備事業特別会計補正予算案(第2号) ..... 11
- 4 議案第6号  
令和5年度福岡市宮渡船事業特別会計補正予算案(第2号) ..... 15

## ○条例案

- 5 議案第15号  
博多港の臨港地区内の分区における  
構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案 ..... 19

港湾空港局

# ○予算議案

1 令和6年2月議会

補正予算案

区分	補正前の額 (A)						補		
	予算額	財源内訳					予算額	特	
		特定財源			当該事業 財源等	一般財源			国県 支出金
		国県 支出金	市債	その他					
一般会計	10,570,541	958,911	4,421,000	1,428,078	-	3,762,552	△ 400,879	13,000	
		計 6,807,989							
港湾整備事業 特別会計	14,788,722	38,500	5,073,000	321,992	9,355,230	-	99,487	-	
		計 5,433,492							
市営渡船事業 特別会計	1,364,250	156,729	-	58,209	1,149,312	-	23,984	△ 4,446	
		計 214,938							( 一般会計繰入金 770,308千円 その他事業財源 379,004千円 )
合計	26,723,513	1,154,140	9,494,000	1,808,279	10,504,542	3,762,552	△ 277,408	8,554	
		計 12,456,419							

# 港 湾 空 港 局 集 計 表

(単位:千円)

正 額 (B)				計 (A+B)						
財 源 内 訳				予算額	財 源 内 訳					
定 財 源		当該事業 財源等	一般財源		特 定 財 源			当該事業 財源等	一般財源	
市債	その他				国県 支出金	市債	その他			
△ 450,000	-	-	36,121	<b>10,169,662</b>	971,911	3,971,000	1,428,078	-	3,798,673	
計 △ 437,000					計 6,370,989					
-	-	99,487	-	<b>14,888,209</b>	38,500	5,073,000	321,992	9,454,717	-	
計 -					計 5,433,492					
-	△ 3,309	31,739	-	<b>1,388,234</b>	152,283	-	54,900	1,181,051	-	
計 △ 7,755		( 一般会計繰入金 72,954千円 その他事業財源 △41,215千円 )			計 207,183					( 一般会計繰入金 843,262千円 その他事業財源 337,789千円 )
△ 450,000	△ 3,309	131,226	36,121	<b>26,446,105</b>	1,162,694	9,044,000	1,804,970	10,635,768	3,798,673	
計 △ 444,755					計 12,011,664					

2 議案第1号

令和5年度福岡市一般会計

(1) 歳入歳出予算の補正  
(歳入)

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
	(19) 国庫支出金				
6	2. 国庫補助金	9. 港湾空港費 国庫補助金	940,510	13,000	953,510

# 補正予算案（第5号）

(単位:千円)

## 説 明

港湾改修費補助金の追加	13,000
ア. 社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく交付金	62,000
・ 既存施設有効活用促進事業	△ 42,000
・ 港湾環境整備事業（シーブルー）	14,000
・ 港湾環境整備事業（アイランドシティはばたき公園）	50,000
・ 港湾環境整備事業（緑地）	40,000
イ. 港湾関係補助金等交付規則実施要領に基づく補助金	△ 49,000
・ 改修事業	△ 6,000
・ 既存施設有効活用促進事業	△ 43,000

区 分	補正前の額	補正額	計
港湾改修費補助金	869,010	13,000	882,010
社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく交付金	776,010	62,000	838,010
既存施設有効活用促進事業 (補助率1/3)	153,000	△ 42,000	111,000
港湾環境整備事業（シーブルー） (補助率1/2)	11,000	14,000	25,000
港湾環境整備事業（アイランドシティはばたき公園） (補助率1/2)	130,000	50,000	180,000
港湾環境整備事業（緑地） (補助率1/2)	4,500	40,000	44,500
その他（本補正外）	477,510	-	477,510
港湾関係補助金等交付規則実施要領に基づく補助金	93,000	△ 49,000	44,000
改修事業（補助率1/2）	50,000	△ 6,000	44,000
既存施設有効活用促進事業 (補助率1/3)	43,000	△ 43,000	-
海岸事業費補助金（本補正外）	71,500	-	71,500
計	940,510	13,000	953,510

## (歳入)

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
10 ・ 11	(26) 市債				
	1. 市債	9. 港湾空港債	4,421,000	△ 450,000	3,971,000
その他の科目（本補正外）			1,446,479	—	1,446,479
合計			6,807,989	△ 437,000	6,370,989

## (歳出)

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
28 ・ 31	(10) 港湾空港費				
	1. 港湾空港 管理費	6. 渡船費	770,308	72,954	843,262
7. 空港対策費		2,014,176	△ 302,333	1,711,843	

(単位:千円)

説 明			
1. 福岡空港整備事業費負担金に充当する起債の減額			△ 272,000
2. 港湾改修事業に充当する起債の減額			△ 178,000
・ 改修事業			△ 6,000
・ 既存施設有効活用促進事業			△ 165,000
・ 港湾環境整備事業 (シーブルー)			13,000
・ 港湾環境整備事業 (アイランドシティはばたき公園)			45,000
・ 港湾環境整備事業 (緑地)			36,000
・ 直轄工事費負担金			△ 101,000

区 分	補正前の額	補正額	計
空港整備債	1,543,000	△ 272,000	1,271,000
港湾改修債	2,755,000	△ 178,000	2,577,000
改修事業	105,000	△ 6,000	99,000
既存施設有効活用促進事業	364,000	△ 165,000	199,000
港湾環境整備事業 (シーブルー)	9,000	13,000	22,000
港湾環境整備事業 (アイランドシティはばたき公園)	117,000	45,000	162,000
港湾環境整備事業 (緑地)	4,000	36,000	40,000
直轄工事費負担金	1,291,000	△ 101,000	1,190,000
その他の事業 (本補正外)	865,000	-	865,000
海岸事業債 (本補正外)	123,000	-	123,000
計	4,421,000	△ 450,000	3,971,000

(単位:千円)

説 明			
市営渡船事業特別会計への繰出金の追加			72,954
空港対策の推進の減額			△ 302,333
福岡空港整備事業費負担金			

区 分	補正前の額	補正額	計
福岡空港整備事業費負担金	1,714,667	△ 302,333	1,412,334
その他の事業 (本補正外)	140,226	-	140,226
計	1,854,893	△ 302,333	1,552,560

	関連歳入		
(26) 市債	空港整備債		△ 272,000

(歳出)

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
30 ・ 31	2. 港湾建設費	1. 港湾改修費	5,131,904	△ 171,500	4,960,404
その他の科目（本補正外）			2,654,153	—	2,654,153
合 計			10,570,541	△ 400,879	10,169,662



(単位:千円)

## 説 明

1. 公共事業の減額	△ 59,000
・ 改修事業	△ 12,000
・ 既存施設有効活用促進事業	△ 255,000
・ 港湾環境整備事業 (シーブルー)	28,000
・ 港湾環境整備事業 (アイランドシティはばたき公園)	100,000
・ 港湾環境整備事業 (緑地)	80,000

区 分	補正前の額	補正額	計
改修事業	233,000	△ 12,000	221,000
既存施設有効活用促進事業	588,000	△ 255,000	333,000
港湾環境整備事業 (シーブルー)	22,000	28,000	50,000
港湾環境整備事業 (アイランドシティはばたき公園)	260,000	100,000	360,000
港湾環境整備事業 (緑地)	9,000	80,000	89,000
その他の事業 (本補正外)	887,500	—	887,500
計	1,999,500	△ 59,000	1,940,500

関連歳入	
(19) 国庫支出金 港湾改修費補助金	13,000
(26) 市債 港湾改修債	△ 77,000

2. 直轄工事費負担金の減額	△ 112,500
・ 香椎パークポート地区 岸壁改良 (-13m)	

## ○事業費の負担区分

区 分	補正前の額	補正額	計
航路・泊地、岸壁	3,144,000	△ 250,000	2,894,000
国 費 (負担率5.5/10)	1,729,200	△ 137,500	1,591,700
市負担金 (負担率4.5/10)	1,414,800	△ 112,500	1,302,300

関連歳入	
(26) 市債 港湾改修債	△ 101,000

(2) 繰越明許費の補正

補正予算案 説明書ページ	款	項	目	事業名
112 ・ 113	(10) 港湾空港費	2. 港湾建設費	1. 港湾改修費	港湾改修事業

(単位:千円)

関係予算額	繰越額		繰越事由
	補正前	補正後	
4,960,404	581,923	618,311 〔内今回補正額 36,388〕	国庫補助の内示及び工期の都合により、 年度内に完了しないため。

## ○繰越明許費補正の内容（港湾改修事業）

事業内容	補正前額	今回補正額	補正後額
アイランドシティ地区 臨港道路整備	128,700	△ 12,000	116,700
香椎かもめ大橋補修	120,000	△ 120,000	—
ぴあトピアンル 非常用発電設備改良	6,000	△ 6,000	—
博多ふ頭地区 岸壁(-7.5m)補修	54,000	△ 54,000	—
和白海域 アマモ場造成、底質改善	—	28,000	28,000
アイランドシティはばたき公園整備	163,227	117,452	280,679
アイランドシティ地区 外周緑地整備	—	80,000	80,000
アイランドシティ地区 照明灯整備	—	2,936	2,936
本補正外	109,996	—	109,996
合計	581,923	36,388	618,311

## 3 議案第5号

## 令和5年度福岡市港湾整備

## (1) 歳入歳出予算の補正

## (歳入)

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
	(6) 繰越金				
62	1. 繰越金	1. 繰越金	1	99,487	99,488
その他の科目（本補正外）			14,788,721	—	14,788,721
合 計			14,788,722	99,487	14,888,209

## (歳出)

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
	(1) 総務費				
64 ・ 65	1. 総務管理費	3. 港湾整備 事業基金 積立金	1,802,509	99,487	1,901,996
その他の科目（本補正外）			12,986,213	—	12,986,213
合 計			14,788,722	99,487	14,888,209

# 事業特別会計補正予算案（第2号）

(単位:千円)

説 明	
前年度繰越金の追加	99,487

(単位:千円)

説 明																	
港湾整備事業基金積立金の追加	99,487																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">補正前の額</th> <th style="text-align: center;">補正額</th> <th style="text-align: center;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基金積立金</td> <td style="text-align: right;">1,802,509</td> <td style="text-align: right;">99,487</td> <td style="text-align: right;">1,901,996</td> </tr> <tr> <td>    (利子収入分)</td> <td style="text-align: right;">260,689</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">260,689</td> </tr> <tr> <td>    (剰余金分)</td> <td style="text-align: right;">1,541,820</td> <td style="text-align: right;">99,487</td> <td style="text-align: right;">1,641,307</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補正前の額	補正額	計	基金積立金	1,802,509	99,487	1,901,996	(利子収入分)	260,689	-	260,689	(剰余金分)	1,541,820	99,487	1,641,307	
区 分	補正前の額	補正額	計														
基金積立金	1,802,509	99,487	1,901,996														
(利子収入分)	260,689	-	260,689														
(剰余金分)	1,541,820	99,487	1,641,307														
※令和5年度末港湾整備事業基金残高見込み 40,237,048千円																	

(2) 繰越明許費の補正

補正予算案 説明書ページ	款	項	目	事業名
116 ・ 117	(1) 総務費	1. 総務管理費	2. 維持費	機能施設維持管理経費

(単位:千円)

関係予算額	繰越額		繰越事由
	補正前	補正後	
2,100,265	129,800	134,514 〔内今回補正額 4,714〕	工期の都合により、年度内に完了しないため。

○繰越明許費補正の内容

事業内容	補正前額	今回補正額	補正後額
アイランドシティ地区 受変電所電気設備改修	—	4,714	4,714
本補正外	129,800	—	129,800
合計	129,800	4,714	134,514

4 議案第6号

令和5年度福岡市営渡船事業

(1) 歳入歳出予算の補正

(歳入)

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
68 ・ 69	(1) 事業収入				
	1. 事業収入	1. 乗客収入	292,131	△ 37,122	255,009
		2. 車両貨物収入	86,872	△ 4,093	82,779
	(2) 使用料及び手数料				
	1. 使用料	1. 渡船施設使用料	49,136	△ 3,309	45,827
	(3) 国庫支出金				
	1. 国庫補助金	1. 離島航路国庫補助金	117,829	△ 18,975	98,854
	(4) 県支出金				
	1. 県補助金	1. 離島航路県補助金	38,900	14,529	53,429
	(6) 繰入金				
1. 一般会計繰入金	1. 一般会計繰入金	770,308	72,954	843,262	
その他の科目(本補正外)			9,074	—	9,074
合計			1,364,250	23,984	1,388,234



# 特別会計補正予算案（第2号）

(単位:千円)

説 明	
福岡市営渡船条例に基づく運賃収入の減額	△ 37,122
・普通乗客収入	△ 32,244
・定期乗客収入	△ 4,393
・その他	△ 485
福岡市営渡船条例に基づく運賃収入の減額	△ 4,093
・貨物収入	△ 1,651
・車両収入	△ 2,442
福岡市営渡船条例に基づく施設使用料の減額	△ 3,309
・姪浜旅客待合所駐車場	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づく補助金の減額	△ 18,975
福岡県離島振興対策航路事業補助金交付要綱に基づく補助金の追加	14,529
一般会計からの繰入金の追加	72,954

(歳出)

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
70 ・ 71	(1) 総務費				
	1. 総務管理費	1. 一般管理費	748,739	—	748,739
	(2) 事業費				
	1. 事業費	1. 運航費	194,977	23,984	218,961
その他の科目（本補正外）			420,534	—	420,534
合 計			1,364,250	23,984	1,388,234

(単位:千円)

説 明	
渡船施設使用料・離島航路国庫補助金の減額に伴う関連歳入の減額、 及び離島航路県補助金の追加に伴う関連歳入の追加 ・管理運営費 その他の事務費	—
〔 関連歳入	〕
(2) 使用料及び手数料 施設使用料	△ 3,309
(3) 国庫支出金 離島航路補助金	△ 18,975
(4) 県支出金 離島航路補助金	14,529
渡船運航にかかる経費の追加	23,984
燃料費	

## ○条例案

### 5 議案第15号 博多港の臨港地区内の分区における 構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

博多港の臨港地区内の分区を新たに指定することに伴い、当該分区における構築物の規制について必要な事項を定める必要があるもの。

#### 2 改正内容

博多港の臨港地区内においては、港湾法第39条第1項の規定に基づき、分区を指定し、港湾法第40条第1項の規定に基づき定めた「博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」（以下「条例」という。）により、構築物の建設を制限するなど、土地利用を規制・誘導している。

今回、港湾法に基づく「修景厚生港区」に関する規定を追加する条例の一部改正を行うもの。

なお、今後、アイランドシティはばたき公園及び外周緑地について、「修景厚生港区」に指定する予定である。

#### 3 新旧対照表

「修景厚生港区」に関する規定を追加するため、以下のように改める。

(下線は改正部分)

現 行 ( 改 正 前 )	改 正 案 ( 改 正 後 )
第1条 (略)  (定義) 第2条 この条例で「商港区」、「特殊物資港区」、「工業港区」、「保安港区」及び「 <u>マリーナ港区</u> 」とは、それぞれ法第39条の規定により指定した「商港区」、「特殊物資港区」、「工業港区」、「保安港区」及び「 <u>マリーナ港区</u> 」をいう。  (禁止構築物) 第3条 法第40条第1項に規定する条例で定める構築物は、次の各号に掲げるもの以外のものとする。ただし、市長が公益上やむを得ないと認めたものについては、この限りでない。	第1条 (略)  (定義) 第2条 この条例で「商港区」、「特殊物資港区」、「工業港区」、「保安港区」、 <u>「マリーナ港区」</u> 及び「 <u>修景厚生港区</u> 」とは、それぞれ法第39条の規定により指定した「商港区」、「特殊物資港区」、「工業港区」、「保安港区」、 <u>「マリーナ港区」</u> 及び「 <u>修景厚生港区</u> 」をいう。  (禁止構築物) 第3条 法第40条第1項に規定する条例で定める構築物は、次の各号に掲げるもの以外のものとする。ただし、市長が公益上やむを得ないと認めたものについては、この限りでない。

- (1) 商港区の区域内においては、別表第1に掲げる構築物
- (2) 特殊物資港区の区域内においては、別表第2に掲げる構築物
- (3) 工業港区の区域内においては、別表第3に掲げる構築物
- (4) 保安港区の区域内においては、別表第4に掲げる構築物
- (5) マリーナ港区の区域内においては、別表第5に掲げる構築物  
(新設)

第4条・第5条 (略)

別表第1～別表第5 (略)

(新設)

- (1) 商港区の区域内においては、別表第1に掲げる構築物
- (2) 特殊物資港区の区域内においては、別表第2に掲げる構築物
- (3) 工業港区の区域内においては、別表第3に掲げる構築物
- (4) 保安港区の区域内においては、別表第4に掲げる構築物
- (5) マリーナ港区の区域内においては、別表第5に掲げる構築物
- (6) 修景厚生港区の区域内においては、別表第6に掲げる構築物

第4条・第5条 (略)

別表第1～別表第5 (略)

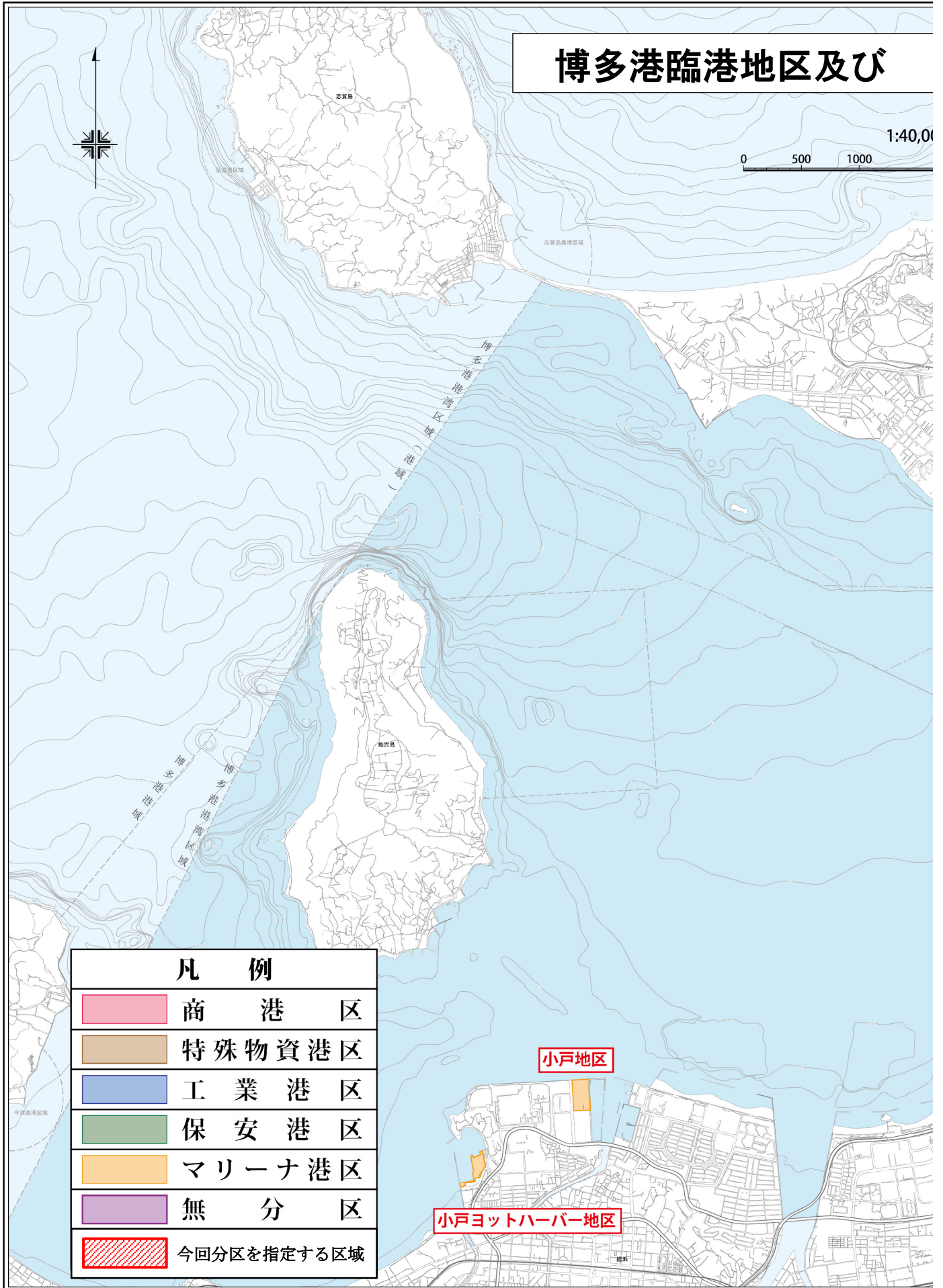
別表第6

- (1) 法第2条第5項第2号から第5号まで、第8号の2から第9号まで及び第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設
- (2) 市長が指定する区域内においては、図書館、博物館、水族館、展示施設、公会堂、展望施設その他市長が指定するこれらに類する施設であつて修景厚生港区の目的を著しく阻害しないもの
- (3) 市長が指定する区域内においては、スポーツ又はレクリエーションの用に供する施設その他市長が指定する福利厚生施設であつて修景厚生港区の目的を著しく阻害しないもの
- (4) 海上保安部、警察署、消防署その他市長が指定する官公署の事務所及びその付帯施設
- (5) 市長が指定する区域内においては、宿泊所、商店、飲食店その他市長が指定する便益施設（風俗営業等施設を除く。）であつて修景厚生港区の目的を著しく阻害しないもの

#### 4 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

(参考1) 博多港臨港地区及び分区指定図(案)



令和三年四月

# 分区指定図(案)

0  
2000 3000m

香椎照葉一丁目、二丁目、三丁目及び七丁目地区  
(アイランドシティはばたき公園、外周緑地)  
修景厚生港区に指定 (20.2ha)

アイランドシティ地区

香椎パークポート地区

箱崎ふ頭地区

東浜ふ頭地区

中央ふ頭地区

博多ふ頭地区

須崎ふ頭地区

荒津地区

福岡空港局

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平成29情使、第1450号)」

## (参考2) 港湾法第39条 分区の指定、第40条 分区内の規制【抜粋】

(分区の指定)

第39条 港湾管理者は、臨港地区内において次に掲げる分区を指定することができる。

- 一 商港区 旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
- 二 特殊物資港区 石炭、鉱石その他大量ばら積みを通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域
- 三 工業港区 工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
- 四 鉄道連絡港区 鉄道と鉄道連絡船との連絡を行わせることを目的とする区域
- 五 漁港区 水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
- 六 バンカー港区 船舶用燃料の貯蔵及び補給を行わせることを目的とする区域
- 七 保安港区 爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域
- 八 マリーナ港区 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域
- 九 クルーズ港区 専ら観光旅客の利便に供することを目的とする区域
- 十 修景厚生港区 その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域

2 (略)

(分区内の規制)

第40条 前条に掲げる分区の区域内においては、各分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物であつて、港湾管理者としての地方公共団体（港湾管理者が港務局である場合には港務局を組織する地方公共団体であつて当該分区の区域を区域とするもののうち定款で定めるもの）の条例で定めるものを建設してはならず、また、建築物その他の構築物を改築し、又はその用途を変更して当該条例で定める構築物としてではない。



2 (略)

3 (略)



(参考3) 市長が指定する区域案  
 (別表第6第2号、同表第3号及び同表第5号関係)



凡 例	
	修景厚生港区
	市長が指定する区域 (アイランドシティはばたき公園)